

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 22 日

広島市長 様

提出者

住所 広島県安芸郡府中町新地3番1号

氏名 マツダ株式会社
代表取締役社長 毛籠 勝弘

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （代表）082-282-1111

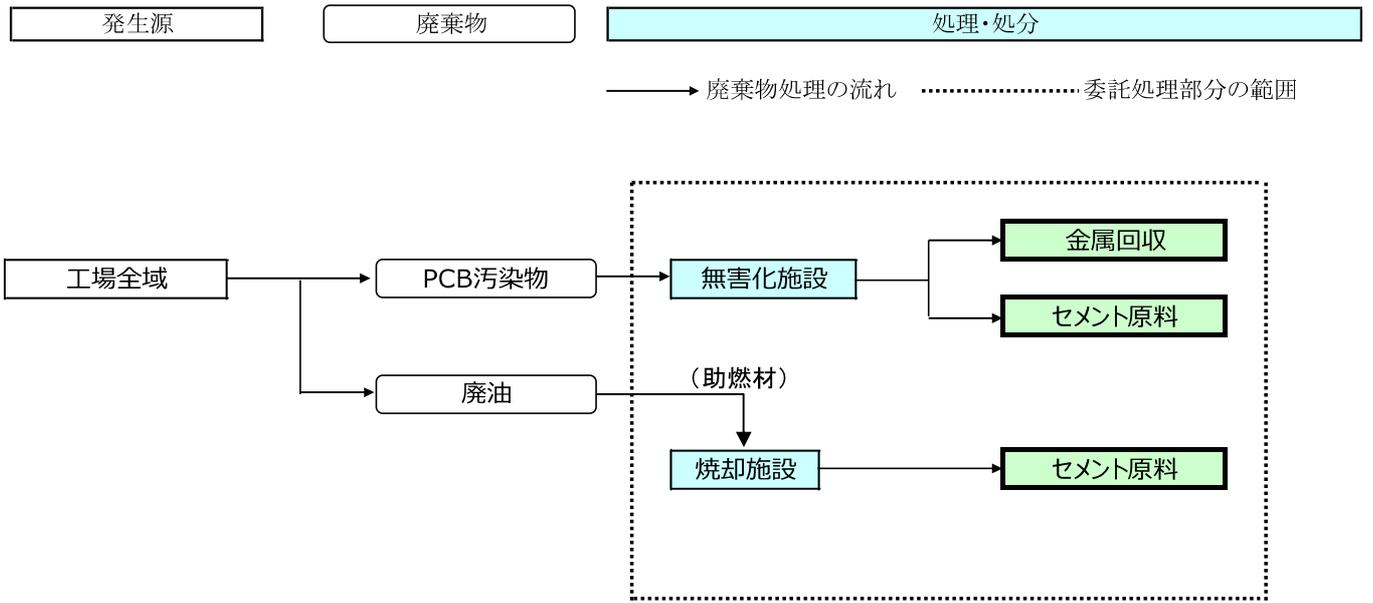
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	マツダ株式会社 本社工場
事業場の所在地	広島市南区小磯町174番地
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）
②事業の規模	製造品出荷額 11,993億円（令和3年）
③従業員数	18,042名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙2-1のとおり

別紙2-1 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙4
(廃棄物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（令和 5 年度）実績量
計画：今年度（令和 6 年度）計画量

	単位：トン／年																				
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		処理委託に関する事項										
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画		
特別管理産業廃棄物の種類																					
廃油	33	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	28	0	0	0	0	0	0	33	28
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感染性産業廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃PCB等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB汚染物	208	208	0	0	0	0	0	0	0	0	0	208	208	0	0	0	0	0	0	208	208
PCB処理物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定下水汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銻さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管産廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油（金属を含むもの）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥（金属を含むもの）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸（金属を含むもの）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ（金属を含むもの）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	241	236	0	0	0	0	0	0	0	0	0	241	236	0	0	0	0	0	0	241	236

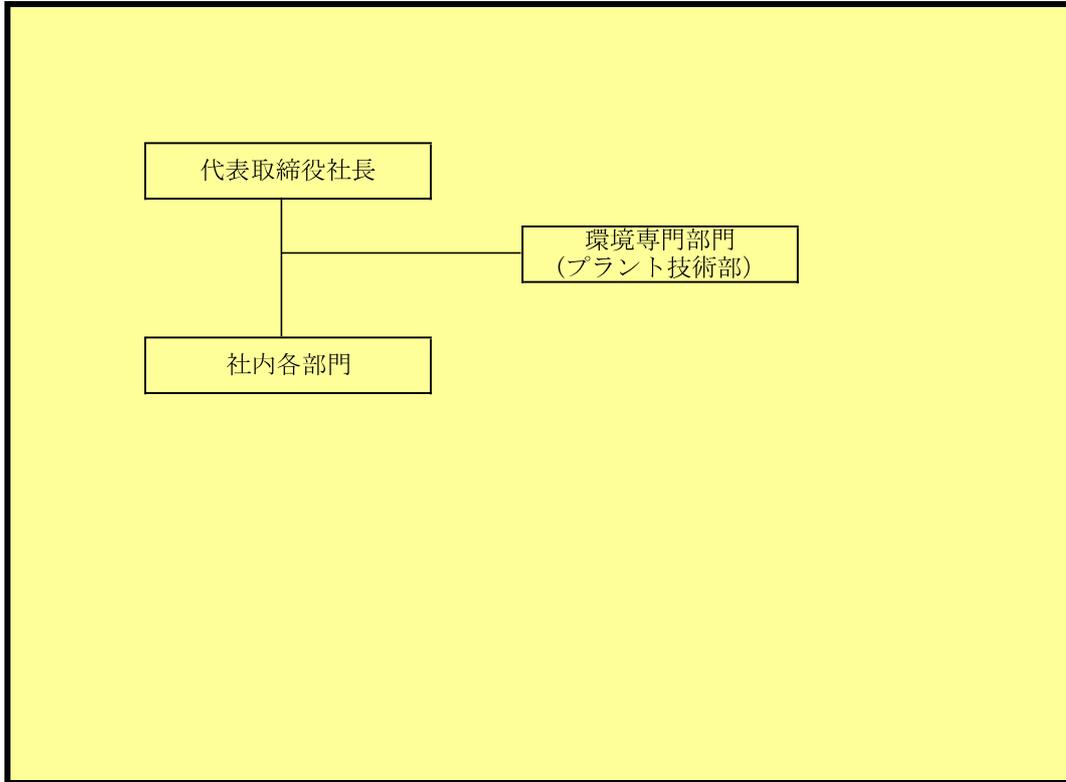
※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)



2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	分別の徹底と有価物化
②計画 (今後実施する予定の取組)	更なる分別の徹底と有価物化

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	分別状況パトロールによる改善・指導、集積場でのチェック
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	教育による社員の意識向上を図り排出不良を低減する。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	現時点、予定はない。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	現時点、予定はない。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在、埋立処分は実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>今後も埋立処分は実施しない。</p>

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>現在、再生処理業者と適正な委託契約を締結している。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>委託先の現地確認を計画的に行う。 また、優良認定処理業者への委託も検討する。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p>33 t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェスト対応可能な処理業者との契約が完了している。 ・特別管理産業廃棄物については、全量電子マニフェストによる対応を行う。